

音更町介護保険等の実施に関する条例の一部を改正する条例

音更町介護保険等の実施に関する条例（平成12年音更町条例第8号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「平成30年度から令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に改め、同項第1号中「30,600円」を「31,800円」に改め、同項第2号中「39,700円」を「41,300円」に改め、同項第3号中「45,900円」を「47,700円」に改め、同項第4号中「55,000円」を「57,200円」に改め、同項第5号中「61,200円」を「63,600円」に改め、同項第6号中「67,300円」を「69,900円」に改め、同号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする」を「令第38条第1項第6号イに規定する合計所得金額をいう」に改め、同項第7号中「73,400円」を「76,300円」に改め、同号ア中「125万円」を「120万円」改め、同項第8号中「79,500円」を「82,600円」に改め、同号ア中「125万円以上200万円」を「120万円以上210万円」に改め、同項第9号中「88,700円」を「92,200円」に改め、同号ア中「200万円以上300万円」を「210万円以上320万円」に改め、同項第10号中「97,900円」を「101,700円」に改め、同号ア中「300万円」を「320万円」に改め、同項第11号中「110,100円」を「114,400円」に改め、同項第12号中「122,400円」を「127,200円」に改め、同条第2項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「18,300円」を「19,000円」に改め、同条第3項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「18,300円」を「19,000円」に、「30,600円」を「31,800円」に改め、同条第4項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「18,300円」を「19,000円」に、「42,800円」を「44,500円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第8条の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。